

| | |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title | 明治30年代における労働運動と知識人(上) |
| Sub Title | The labour movement and intelligent people in the thirties of the Meiji era |
| Author | 飯田, 鼎 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1977 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.5 (1977. 10) ,p.497(1)- 517(21) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19771001-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19771001-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治30年代における労働運動と知識人(上)

飯 田 鼎

- (1) はしがき
- (2) 高野房太郎と労働者意識
- (3) 佐久間貞一、横山源之助の労働者観と労働運動論

(1)

明治30年代は、日本の資本主義が日清戦争後の産業革命を契機として確立し、近代な労働者階級の形成と相まってはじめて労働問題が認識され、労働運動が本格的展開をみるに至った時期である。それはまた、この運動を指導し、あるいはこれに方向性をあたえる一群の知識人が登場し、労働運動とともに社会主義運動が世論によりやく影響力をもつに至った時期でもある。この時期に、労働運動や社会問題に関心をもち、これを研究するにとどまらず、何らかの実践活動を行った人々を、ここでは急進的知識人と呼ぶことにしよう。この場合、彼らを、大別して3つのグループに分けることが適当であると考えられる。

まず第一に、社会改良の立場に立ち、労働者階級の資質の向上を希求し、そのために労働組合を必要不可欠な組織と考えたグループがある。高野房太郎、片山潜、横山源之助、佐久間貞一等によって代表される。仔細に検討すれば、これらの人々も、必ずしも同一の次元でとらえられない面もあるが、一応この時期では、ひとつのグループとしておく。また、労働組合運動にたいし必ずしも同情的な人々より成るわけではないが、金井延、添田寿一、桑田熊藏などの官僚的・社会政策学派などがあり、島田三郎なども、ややこれに近い立場をとっていたと考えられる。

これにたいして、労働者階級の運動に深い関心をもっていたが、より多く社会主義の理論と運動に熱中した知識人として、堺利彦、幸徳秋水、西川光二郎、木下尚江、河上清、石川三四郎、村井知至等をあげることができる。片山潜はこの3つのグループのうち、改良主義から社会主義への過渡的立場に位置し、明治社会主義運動に大きな役割を演じたことはよく知られている。

明治30年代の初頭から40年代にかけて本格的な展開をみた日本の労働運動は、治安警察法の制定によって頓挫し、共済団体としてほぼ全国的な組織に発展しつつあった鉄工組合や活版工組合、あるいはストライキ団体としてその整然たるストライキによって経営者に衝撃をあたえた日鉄矯正会

は消滅し、労働組合運動は全体として衰勢を辿った。明治36年、日露両国間に戦争の気運が濃厚となるやいなや、労働組合運動の活動に代って、平民社を中心とする社会主義運動の活躍が世人の注目を集めたのであった。この反戦平和をスローガンとする社会主義運動は、明治36年から39年に至るきわめて短い期間の運動であったが、知識階級はもとより、労働者および農民にさえ深甚な影響をあたえたと考えられる。それにしても、片山、高野をはじめとする労働組合運動の組織者からみた日本の労働者階級と、堺、幸徳および西川等の眼に映じた日本の労働者階級は、何といちじるしく相違していたことであろうか。果していずれが実像であり、いずれが虚像であったろうか。

ここでは、この二つのグループの急進的知識人の思想と行動とを吟味することによって、「近代プロレタリアートの起点」といわれる明治30年代における労働者階級の虚像と実像とを考察することにしてしよう。

(2)

日本の労働者階級の運命に鋭い関心と熱い同情を抱き、その組織化を訴えつづけた者はまず高野房太郎であったが、これとはほぼ同じような思想に立っていた者は、佐久間貞一と横山源之助であったろう。高野はいわば職業的な組合活動家、横山源之助は新聞記者であったのにたいし、佐久間貞一は、秀英舎舎長であり、開明的な資本家であった。しかしそのような立場の差異にもかかわらず、この3人の卓越した知識人には、日本の労働者階級にたいするある共通した認識がみられた。

高野はまず、日本の労働者が自分一個の力で独立して起ち、雇主に抵抗できないことを強く意識し、一方において、彼らの「結合」(団結)を説くとともに、有産者階級の助力が必要であることを力説しているのは、労働者の無智無蒙を克服し、彼らの生活条件をひき上げるためには、これ以外の方法はありませんと考へたからであった。

「余輩ここに至て日本労働者の惨状を改良するの至難なるを思ふ。……他なし、唯結合の唯一法あるのみ、協同一致の作用あるのみ。結合は以て強大なる勢力を造り出すことを得、協同一致は以て秩序あり識見あるの運動を為す事を得、是れ実に日本労役者が其状態を改良する唯一の方法に外ならず」⁽¹⁾。

しかし、それにもかかわらず、つぎのようにのべているのは、高野の労働者にたいする深い絶望感を示唆するものでなくて何であろうか。

「日本労役者の状態を改良せんとするには、労役者結合の勢力を以て、秩序あり識見あるの運動を為し、徳義的に実利的に運動せんことを要す。然れども彼ら労役者は無産なり無蒙なり、

注(1) 高野房太郎「日本に於ける労働問題」、『読賣新聞』、明治24年8月7日号(ハイマン・カプリン編著「明治労働運動史の一齣——高野房太郎の生涯と思想——」、有斐閣、昭和34年、91頁、所収。

如何んぞ秩序あり識見あるの運動を為すことを得んや。不得輕薄なり、如何んぞ徳義的な運動を為す事を得んや。彼等は今実に其卑屈の地位に甘んじ居るの觀あり、然れども彼等の胸中には必ずや尚多少其状態を痛歎するの意志を有す⁽²⁾。

ここには、遠い将来はともかく、現実にはどうにも仕方のない存在、一片の階級意識すらもち合せていない労働貧民の姿をみたのではなからうか。その結果は、組織のための真にやむを得ざる手段として、有識者による啓蒙の必要性の強調、すなわち「有識者が率先して結合を謀らんか、彼等労役者は喜んで此率先者の指揮に従わん……。彼等は無蒙なり、然れども有識者の指揮の下に運動す、結合の勢力以て容易に為しうべきなり⁽³⁾」という主張となるのである。

しかしこの高野の主張には、ひとつのディレンマが胚胎していた。何故なら、「労働者階級を悲惨な状態から解放するためには、彼らの結合が何よりも必要であり、またそのためには有識者あるいは有産者の助力が必要である」という彼の意見は、有識者・財産家の労働運動への積極的な参加に第一義的な重要性が付けられ、労働者階級の主体性の確立のためには一体何が必要であるかが正しくとらえられていないからである。有識者や財産家の助力によって、共済活動を主とする組合が達成されさえすれば、労働者の状態が改善されると考え、その活動を支える労働者階級そのものの力、とりわけ精神的・主体的な力をどこに求めるべきかについては明確な認識を欠いていた。

もちろん彼は、「職工諸君に寄す」のなかで、「競争の巷に……、所謂腕一本脛一本にて世を暮し行くこと」の覚悟を労働者に訴え、革命を呼号する貧富平均論者の教説を拒否すべきことを教えているけれども、それでは、これに代る主体的な思想として何が必要であるかを説かなかつた。彼の思想はおそらく、アメリカでの見聞や体験からして、「労働組合主義」ともいうべきものであったことは想像に難くないが、彼はそのいわば労働運動の理論を、労働者の前に明確にしたことはなかつたように思われる。おそらくそれは、彼が、日本の労働者の知的水準に絶望的なものを感じていたためではないだろうか。

一般に、高野は、1900年の治安警察法の制定に衝撃をうけ、日本政府の専制的な態度に絶望し、日本労働運動の舞台から去つたというのが通説となつて⁽⁴⁾いる。しかし思うに、高野の胸中には、明

注(2) 前掲、「読賣新聞」所収、ハイマン・カプリン編著、92頁。

(3) 前掲、「読賣新聞」ハイマン・カプリン、93頁。

(4) 前掲、ハイマン・カプリン、51—52頁、参照。カプリンは、治安警察法の政治的な効果について、つぎのように指摘している。

「治安警察法は、むしろ日本資本主義の弱さの表現であり、また日本の国家の専制的性格——それは労働運動ばかりでなく資本主義をも同じく歪めたのであるが——を端的に示すものであった。日本の歴史的諸条件を与えられたものとすれば、日清戦争直後の数年間においては、どのような形の労働運動にせよ、成功し得たかどうかは疑わしいのである。

労働運動に対して国家が打撃を加えたことは、高野にとって粉碎的な効果をもつた。彼は闘士ではあつたが、彼にとって殉教者になることは無意味であつた。将来の闘いも無益と考えると、彼は労働界から完全に退いた」(前掲、ハイマン・カプリン、51—52頁)。

治絶対主義権力による圧迫の以前にすでに、日本の労働者階級にたいする深い絶望が横たわっていたのではなからうか。

日本の労働者階級とその運動にたいする絶望と、この困難な諸条件の下で苦しい闘いをつづけなければならなかった高野の悲哀は、日本文で綴られたものよりも、アメリカの雑誌に寄稿された諸論文のなかに、もっとも生き生きと読みとることができる。

1894年、彼は、「日本の労働運動」についてつぎのように書いている。

「労働運動とは、わたくしがそれを理解するように、労働者自身が、その利益を保護し前進させようとしておしすすめる組織的な努力である。その意味においては、労働運動は、日本には存在しない。ここ二、三年の間に、労働問題にかんする議論が、この国の思想家たちの間で行われてきた。疑いもなくこの議論は、この問題の理論的な成果に限られ、日本の労働者にかんする実際的な関係については、ほとんど何も云われなかった」(傍点引用者)。⁽⁵⁾

労働運動が、何故に日本に存在しないのか。その理由を彼は、一言の下に、「日本の労働者の間に存在する無智以外の何物でもない」⁽⁶⁾(none other than the ignorance among the Japanese working people)と断言して憚らなかったのである。そしてその絶望的な困難さについてつぎのようにのべている。

「このような条件の下で、日本の労働運動の唯一の手段(この場合は、日本の知識人、thinkersの援助をいう……引用者)だけでは、この国の運動をはじめようとしても、むしろ絶望的である。しかしながらわたくしには、彼らを必要上、仕方なく起ち上らせることは、何か組織的な活動にむかって起ち上らせることほど困難ではないように思われる。まことにそれは、まったく不可能ではないにしても、少数の先覚者にとって、労働者をその点まで教育しようと企てることは、困難な仕事である」。⁽⁷⁾

高野は、日清戦争における日本の勝利を祝し、平時時の3倍ないし4倍もの高賃金を得た労働者が労働者階級の全部ではないにしても、ともかくその生活水準を向上させ、労働運動にたいする関心をたかめたことを、「ソーシャル・エコノミスト」紙でのべながら、当時の労働者の無智蒙時に深い危惧の念を表明せざるをえなかったことに注目しよう。

「この国の知識人たちにとって、労働者の状態は、現下の昂揚した瞬間においてさえ、大きな心配の種なのである。彼らの状態を改善することは、あたかもほとんど不可能のことに思われるからである。昨年10月の「アメリカン・フェデレーションニスト」(American Federa-

注(5) Fusataro Takano, Labor Movement in Japan ('American Federationist', I. No. 8, October, 1894, pp. 163-166), 前掲, ハイマン・カプリン編著, 英文編, 3頁。

(6) Ibid., 前掲, 英文編, 8頁。

(7) Ibid., 前掲, 英文編, 10頁。

tionist) のなかで、わが国には労働運動がまったく存在しないこと、そしてその原因は、労働者階級の間、一般的に無智がひろがっていることであるとのおいて。これこそが、その物質的な条件であるのみならず、精神的な条件でもあり、彼らを教育し、煽動し、さらに組織する以外に示唆すべきものは何もない。これは長年の努力を必要とする仕事であり、必然的に艱難にみちみちている⁽⁸⁾。

では高野は、このような日本の労働者の無智と権利意識の低さが、どこに由来すると考えていたのであろうか。やはり劣悪な労働条件と低賃金が、彼らを悲惨な状態におとしめていることを、1895年、「アメリカン・フェデレーショニスト」に寄稿した論文のなかで、つぎのようにのべている。

「わが国の進んだ商工業組織の中心であり、日本の首都である東京においては、賃金は一般にこの国のどこよりも高いのであるが、もっとも重要な労働者のひとりに数えられる大工は、一日にわずか50セントを稼ぐにすぎない。壁職人の日給は55セント、そして石工の日給は60セントである。巡査の制服をつくるのには、洋服仕立工は、一着につき18セントをうけとるのである。そして、熟練工でさえも、その一着分を仕上げるのに午前8時から午後12時まで働かなければならない。

いわゆる「手から口への」労働者(“hand-to-mouth” workers) というさらに低賃金の労働者⁽⁹⁾ となると、彼らがうけとる賃金は非常に小さくなる」。

高野は、日本の労働者にみられる意識の低さが、労働者階級全体に漲っている極端な低賃金状況の反映であることを否定しなかったが、とりわけ、日本の労働者を特徴づけるものとして、アメリカやヨーロッパの場合とは異なって、熟練工と不熟練の間、生活の仕方の点で画然たる区別が存在しないことを強調している点が注目をひく。彼は、1897年4月20日、「ファー・イースト」に発表した論文「典型的な日本の労働者」(Typical Japanese Workers) のなかで、東京の労働者を、工場労働者(Factory Operatives)、機械工および熟練職人(Mechanics and Artisans) および一般労働者(Common Labourers) にわけ、工場労働者として綿紡績女工を、第2のグループの代表として建築労働者、そして第3の労働者を代表するものとして人力車夫をあげている。

彼は、これらの3種類の労働者に共通した現象として、低賃金、長時間労働をあげ、総じて彼らの状態は、近代的な労働者というよりは、「労働貧民」に近いことを、その生活態度のなかに見出しているのを感じる。

「工場内の寄宿舎に寝泊りしている女工のなかで(そして彼女らは独身である)、寄宿料を支払

注(8) F. Takano, The War and Labor in Japan, ('Social Economist', IX (July, 1895), pp. 30-33, 前掲, ハイマン・カプリン, 英文編, 14頁。

(9) F. Takano, The Japanese Workers' Condition, ('American Federationist', II, No. 7, Sept. 1895, pp. 119-120), 前掲, 英文編, 16-17頁。

った後、一ヶ月、3円を残すことができ、あるいは必要な諸経費を差しひいたのち、うまくいって月に2円を貯えることができる者は稀である⁽¹⁰⁾。

以上のようにのべたのち、それにもかかわらず、彼女等は家庭に送金するという驚くべき事実について指摘している。

しかしこのような低賃金状況は、ひとり紡績女工の間にみられるのみならず、熟練職人のうちでも代表的な建築労働者についても一般的であるとして、大工(50~60銭)、石工(70~75銭)、左官(50~60銭)、畳職人(70銭)、煉瓦工(70銭)、家具製造工(70銭~1円)、ペンキ職人(50銭)、鍛冶職人(40~65銭)、屋根職人(50銭)、という数字を掲げている(いずれも日給)。だがそれにもかかわらず、日本の労働者は、とくに独身者の場合、無自覚にも、その賃金の多くの部分を贅沢な飲食に費消することに注意を払い、日本の労働者の意識の低さを慨嘆している。やや長くなるが引用してみよう。

「大体において、この未婚の労働者の間に普通によくみられる生活態度は、不規則であるということである。金銭はほとんど入ってこないし、またしばしば普通以上のものが得られたとしても、それは飲食(drinking and bebauchery)に費やされるだけである。自分の労働着のほか、何かよそ行きの着物(a holiday suit)か何かをもつこうした種類の労働者はなかなか見当らないものである。新しい着物を手に入れることが必要となるとき、彼はそのために金を借り、そして2、3日して、新しい着物が使用済みになったとき……それは売られたり、あるいは質に入れられるかどちらかであって、それは借金を返すためではなく、飲食でいやしがたい渴きをいやすのである……。

東京の街のありふれたある飲食店の経営者は、この問題に関係のある興味深い報告をしてくれる。この年の11月中に彼の店を訪れた9,000人の客のうち、3,500人は職人や機械工場の労働者(mechanics)、2,300人は小商人および事務員、小商人の妻や子供たちが1,300人、その他であった。

この月の領収証から、職人や機械工場の労働者だけで、全体の40パーセントとなり、小商人や事務員を合計しても20パーセントにしか達しない。これは、この種類の労働者が得た金の大部分が、どこで消費されるかを明らかにしている。おそらく、彼らが、このように無軌道に費やすことは馬鹿げているという議論がおこるのであろう。しかしながら、われわれはつぎのことを考慮にいれなければならない。教育がないために、彼らが求めることのできる快楽は、当然、限られたものであり、そのため飲食がもっとも容易に近づき易い快楽となり、彼らがその方向に行くようになるのは当然であるということである。その上、これらの階級の人々の間には、食物にかんする支出についてはきわめてルーズであるという、世代から世代にわたって長い間

注(10) F. Takano, Typical Japanese Workers, ('Far East', II, No. 4, April 20, 1897, pp. 168-173), 前掲, 32頁。

うけつがれてきた習慣がある。……われわれは、これこそ彼らが非難されるに値する労働者の欠点である⁽¹¹⁾と考える」。

このように、意識の面できわめて立ちおくれた労働者にたいし、労働組合の必要を説くことがいかに困難であり、否、絶望的にみえたことは想像に難くない。高野は、「職工諸君に寄す」を発し、労働組合期成会の運動にのり出すそうとするまさにそのときにあたって、自ら、その運動において孤立の運命におちいることの必然性を豫測していたかのようである。彼が、アメリカン・フェデレーショニストに、1897年6月に寄稿した論文、「日本におけるわが組織者」の末尾には、つぎのような一節がみられる。

「労働者を組織し教育することの必要性が、未だかつて現在ほど明らかになったことはない。しかしながら労働問題について物わかりのよい人々でさえ、労働組合の必要性をなかなか認めようとはせず、労働者に、組合という強大な権力を与えることは、ストライキを頻発させることになり、産業上の混乱に導くという、誤まった考え方を非常に強調するのである。このような考えが一般に広まっているので、私は、来るべき数年間の間に、労働組合運動擁護の戦列⁽¹²⁾において、わたくし自分孤立することがあっても、少しも驚かないであらう」。

われわれはここに、いつの時代においても遭遇しなければならない先駆者の苦悩をみるのであるが、これは、高野だけでなく、佐久間貞一や横山源之助そして片山潜もまた共通して実感したことではなかったろうか。

(3)

高野房太郎は1898年3月の「アメリカン・フェデレーショニスト」に、「日本における新しい労働組合」と題する論文を掲げ、そのなかで、労働組合期成会鉄工組合の結成について論じ、さらに、1,200人の会員が出席したこの組合の発会式では、彼自身の司会の下で、「労働者階級の同情者、佐久間貞一氏につづいて、島田三郎、鈴木純一郎、片山潜等の諸氏が祝賀演説を行った」とのべている⁽¹³⁾。

まことに、高野房太郎は、労働運動のすぐれた組織者であり、彼自身、アメリカにおける労働生活の体験者として何よりも運動家であった。これに反し、彼と親交があり、その後援者の地位にあった佐久間貞一は、印刷会社秀英舎の社長であり、経営者としてみずから労働組合を組織する立場

注(11) F. Takano, *ibid.*, 前掲, 34~35頁。

(12) F. Takano, *Our Organizer in Japan*, (*American Federationist*, IV, No. 4, June, 1897, pp. 77-78), 前掲, 49頁。

(13) F. Takano, *A New Trade Union in Japan*, (*American Federationist*, IV, No. 12, Feb. 1898, pp. 292-293, 前掲, 英文編, 70頁。

にはなかったとはいえ、労働組合のわが国における必要性を痛感する点では、高野に劣らぬものがあった。高野が、鉄工組合の結成にあたって、その劈頭に、佐久間を語らせたことは決して偶然ではない。

佐久間貞一は、高野房太郎とほぼ同じ思想的基盤の上に立っているが、その社会的な立場の相違からしてか、労働者の前途にたいして、高野ほど悲観的な論調をもって彩られてはいないことがまず特徴的といえるであろう。彼は、労働組合を、労働争議とりわけストライキの手段とする考え方に批判的であり、むしろこれを、労働者の職業および技術教育のために活用することを訴え、ストライキをできるだけ避けるべきであると考えていた。「ストライキの回避」という点では、佐久間は、高野と共通していたが、高野が、労働組合の目的を、共済制度の充実のなかに見出していたのにたいし、佐久間は、資本主義の自由競争の下での賃金法則の認識を訴え、組合のなかで、賃金圧下の傾向にたいする抵抗主体としての意義を認めようとする。この場合、彼は、ストライキをもって、万やむを得ざる場合にのみ採用するという態度を、一貫して保持していた。

彼は、明治25年、「国民之友」に発表した論文、「職工組合の必要」において、賃金下落には2種類あるとし、ひとつは、「経済上自然の下落」であり、他は「人為の下落」であるとしている。第1の場合については、労働組合の力によって幾分かはその勢いを制することができるかもしれないが、ほとんど不可能に近いのに反し、第2の場合、すなわち「人為の下落」としては、「雇主の職工にする圧制」であることを指摘し、これにたいしては、労働組合の力によって抵抗しうるし、また、労働組合の力の強化は、雇主にとっても、必ずしも不利に作用するものではないことをつぎのように強調している。

「元来、賃金を得て生活する労働者は、一般の供給品を消費する経済社会の大部分なりと云ふことを記憶せざるべからず、彼等にして得る処の賃金下落すれば、随って生活の程度を低ふし、購買力を減少し、諸物品を消費し、之を購買するに於て控え勝ちとならざる可らず、……総て労働者なるものは、社会の供給品を費消する一大部分なれば、此の大部分が尤も多く消費し、尤も多く需用する時こそ、各事業の伸暢発達する時なれ、濠州若くは米国の如く労働者の権力頗る強く、其生活の程度甚だ高き処こそ、新事業の勃興し、商売繁昌にして資本主の尤も利益ある処なれ、是をさえ察せずして漫りに労働者の賃金を低ふして自ら利せんとす、謬想と謂はずして何ぞや……」⁽¹⁴⁾。

佐久間は、このようにのべたあと「賃金下落を予防する」ための唯一の方法として、職工組合をあげているのは、当時としてはまことに斬新な見解であった。

だが佐久間は、労働組合をもって、ストライキ団体として把えなかったことはもちろん、高野の

注(14) 佐久間貞一「鉄工組合の必要」、『国民之友』、明治25年、『資料日本社会運動思想史』、明治期、第2巻(青木書店)所収。

ように共済組合的なものとしても考えなかった。

「夫れ職工組合の目的は、之を概言すれば同業者輔者相倚り、以て其位置を高め、且つ雇主の抑圧に対し、相共に之を防禦するに在るなり、故に平時に在りては同業者団結して職業上の知識経験を交換し、艱難相救ひ、又組合の風俗を矯正し、以て同業者の美德美風の習慣を養成するを以て目的とし、変時に在りては主として人為の压制に出でたる賃金の下落を防ぐを目的とするものにして、此人為の压制を防ぐとは即ち同盟罷工のことはなり、而して職工組合（ツレード・ユニオン）は本体にして、同盟罷工（ストライキ）は因りて起る所の作用なり」⁽¹⁵⁾。

労働組合にたいする佐久間のこのような理解は、ひとり独自のものがみられるばかりでなく、共済組合、労働者教養協会およびストライキ団体のいずれでもなく、それらの全部を包括するものとして把握されているかのようである。もっとも興味深いのは、ストライキについての考え方であろう。佐久間は、職工組合をもっとも恐るべき害物と考える世間一般の考え方を批判し、これは、劇薬の毒物としての面しか評価せず、良薬としての使用法を無視するものであるという。

「同盟罷工は固より経済上吉祥の事にあらず、然れども、賃金下落し、国民の購買力減じ、事業退縮し、細民生計に苦み、技芸退歩するの現象は素より非常に不祥の事なり、此不祥の事を治癒するには、是非共一種の激剤を用ゐざるべからず、同盟罷工は即ち其激剤にして、身体健全ならば始めより之を用ゐざるの優れるに如かずと雖も、容態危篤となりては如何ぞ之を用ふに躊躇すべけんや」⁽¹⁶⁾。

いうまでもなく、佐久間は、ストライキの行動にある種の危惧の念を表明し、軽々しく用いるべきではないことを、つぎのような一節において示唆している。

「但だ尤も恐るべきは経済上の釣合より観て相当の賃金を得ながら、労働社会の飽くなき慾心より漫りに法外の高給を得んと欲し、故なく同盟罷工を企てて、資本主を苦しむことはなり。此の一事は尤も恐るべき害毒を有し、資本家が労働者を苦しめて、賃金を下落せしむると同様の害毒を社会に与ふことなり。然れ共、斯くの如き同盟罷工は、決して其効を奏すべきものに非ず」⁽¹⁷⁾。

しかしそれにもかかわらず、佐久間は、「余は、現時の職工社会に組合組織の必要あることは、経済上目下の急務に属すると断言するものなり」と結んでいる点に、高野とは異なったある種の論調が見出されることを注目しなければならない。

ここでわれわれは、ストライキにたいしては、終始一貫消極的な姿勢をとりつづけた高野にたいして、佐久間のストライキ観は、かなり積極的であったことを知るのである。すなわち、高野が勞

注(15) 前掲 197頁。

(16) 前掲 199頁。

(17) 前掲 200頁。

働者の将来にきわめてペシミスティックであったのにたいし、佐久間の楽観的な態度をうかがうことができる。

佐久間は、経営者として当然のことながら、労働者教育における労働組合の役割を重視していた。彼は、労働問題の重要性に鑑み、その解決のために経営者が工業議会を設立し、労働者の資質を向上させることの必要性を、つぎのように説いている。

「社会の発達に伴って免れざるの現象は、夫の労働問題なるものにして、実に現世紀に於て経世家の脳髓を煩悶せしめたるものなり。是れ社会の進歩するに従ひ、貧富の差、愈隔絶せるより来る所の現象にして、資本家と労働者の間に起る衝突は、賃金増加、労働時間の減縮を目的として同盟罷業の惨劇を演じ、其の範囲たるや一社一市に止まらず延いて全州に及ぶとあり。近くは英京^{ロンドン}倫敦、北米^{ニューヨーク}新約克に於ける同盟罷工の如き、聴くもの誰れか寒心せざらんや…。然らば則ち今日に於て、内外の実例に鑑み、東西の学理に照し、労働時間の制限、賃銀の決定及衛生教育等に関する調査研究を怠らず、之れが綱繆の策を講ずる、亦工業者の急務ならずや……」⁽¹⁸⁾

労働者教育の充実こそ、ストライキによる社会不安を予防する最善の策であることが強調されているが、労働運動の思想においては高野とはほぼ同じ立場に立ちながら、労働問題の解決という点では、微妙な意見の差異を感じさせないであろうか。

ストライキにたいして、産業社会におけるある程度の有効性を認めながら、労働組合がストライキ団体に転化することを注意深く警戒し、経済社会における労働者の技術教育と資質向上という政策を力説することによって、教養協会の側面を浮び上らせようとしたかみえる佐久間と、ストライキに極度に消極的であり、共済組合に徹することに労働組合運動の使命を見出した高野とは、彼らの労働組合の本質についての見解の差異にもかかわらず、労働者階級への類稀な愛情と献身を通じて、明治の労働運動に一体として協力し、活動しえたのである。だが、この二人の指導者とならんで、横山源之助もまた労働問題の先駆者のひとりとして逸すべからざる存在であった。

明治31年に著わされた横山源之助の名著「日本の下層社会」は、その労働問題への開眼において深く影響された佐久間貞一に捧げられている。横山は、毎日新聞の記者であった頃、佐久間の知遇をうけ、労働問題に良心的な眼を向けたのであった。後年、横山の親友、豊原又男が、「日本の下層社会」の巻末に識しているところによれば、横山は、豊原および佐久間とともに、社会政策とりわけ工場法案をめぐる論議したといわれる。明治30年代において、工場法が対象とした労働者階級は、まさに「下層社会」であり、「労働貧民」であって、横山の労働者認識は、高野のそれとちじるしく類似していたと考えられる。

注(18) 佐久間貞一「工業上徒弟教育の必要を論ず」『毎日新聞』明治25年、上掲資料、204～205頁。

横山は、「日本の下層社会」のほか、「日本の社会運動」、「内地雑居後の日本」および毎日新聞その他に掲載した多くの論稿があるが、日本の労働者階級およびその運動をどのような眼をもって眺めたかは、頗る興味ある問題である。そこには、高野とやや類似してしかもこれとは異なる一種独特のニュアンスを秘め、佐久間貞一の影響をうけながら、その論調は、これよりもはるかに深い印象をあたえるのは何故であろうか。

明治32年7月を期して行われた治外法権の撤廃、横山の表現をかりていえば「内地雑居」を前にして、執筆した「内地雑居後の日本」のはじめに、横山は、治外法権の撤廃が労働者に与えると思われる影響について、つぎのようにのべて、日本の労働者の覚醒を訴えたのであった。

「次に労働者の待遇なり、職工諸君は或は知らざるもあらん、暫らく余が言ふ所を聴け、欧米人は利害の感念極めて強く、権利の思想極めて高し、むしろ彼等欧米人は營利に凝り固まりたる拜金奴なり、故に彼等は、我が資本家の如くアマッチョロイ者にあらずして、事業の前には人情なく、涙なく、欲しいままに其の位置を利用して巨額の利を貪る。其の上に彼等は異人種なることを忘るべからず。……現に欧米人が労働者に残酷なる例は、工業の歴史につきて見るも明らかならずや、幾多の残酷なる歴史を残こせる渠等が、日本に於て独り職工に親切に、能く人情を噛み分けることのあるべき筈なきなり……。

あゝ内地雑居は、欧米人と平和の間に戦争を開くなり、特に産業の上に最も激しき戦争あるべし、而して靦面に影響あるべきは職工なり、知らず職工諸君は如何なる覚悟ありや、請う余輩をして暫らく職工諸君の現状に就き、果して内地雑居後、欧米人と戦争して能く勝を占むべきや、否やを考ふべし」⁽¹⁹⁾。

日本の労働者が、世界の労働問題認識においていかにおくれていたか、彼はそれを、労働者の間における労働組合欠如に見出している。日清戦争後の産業革命期に際会して、日本の労働社会は、「旧来より存せる職人」と、「生糸、織物、燐寸等の手工業に従事する職工」と、「鉄工業若くは紡績業の如き機械工業に従へる職工」の三種に分かれるとし、しかもこれらの職工のうち、「最も数多きを挙げれば、此の職人」という事実からして、彼は、職人の意識をもって、当時の日本の労働者の精神状況を描写しようとしているものようである。

「同業者の関係に就きても、まず旧幕時代を回顧せしめよ。昔日は好し其の組織は単純なるにもせよ、かの商人に参会というはありたると同じく、職人の間にも同業組合に似たる者ありたり、正月十一日に集会する太子講是れなり、即ち同業者相集まり、都々一、端歌、年期小僧の年限、同業者の関係等を規約して、各自の利益を謀りたり、されば当時大工、左官、石工、挽物等の職人は、一般に得意場をアラスことを慎しみ、若し犯す者あれば、詐欺竊盗の如き悪

注(19) 横山源之助「内地雑居後の日本」、明治32年、(岩波文庫、昭和29年)、16頁。

(20) 上掲、17頁。

人と同視せられ、次の年開かるゝ太子講にも仲間に入るゝことを拒絶せられたり」⁽²¹⁾。

ところが職工中에서도っともその仲間が多いとされる大工でさえ、「7, 8年前迄は組合ありしと聞けるに、今は東京にては本所区の或る路次に小団体を見るのみにして、全く其の影さえ無くなりたるが如き、如何に職人仲間は親密を缺き、一致を缺き居るやは、之によりて見るも充分判かるべし」⁽²²⁾という状態となった。このような団結の弱さと職人社会の縮小しつつある状態で、果して、治外法権撤廃後の、いわゆる「資本の自由化」を契機としておとずれる外国資本の圧力に耐えきれるのであろうか。横山の憂慮はまさにそこにあった。

「それにも拘わらず、職人諸君は、昏々として長夜の夢未だ醒めず、職人唯一の保護機関たる組合の必要さへ、充分合点し居る者少きは、良とに嘆息に堪へざるなり、あゝ内地雑居の期は近づきつゝあり、職人諸君は何等の覚悟ありや」⁽²³⁾。

労働者のうち、非常に多くの部分をしめる職人層について、その意識の未熟を指摘した彼は、成人労働者だけでなく、手工業に従事している女工および幼年職工の状態について、長野、群馬、福島および岐阜などの地方の例をとり、苛酷な労働に従事する幼少年労働者にたいする雇主の非情な態度を攻撃し、イギリスの例に倣って、速やかに工場法制定の必要を訴えている。

「工場工業は、嫁入盛りの婦女を使役するに止まらず恐ろしき勢力を以て未来の好軍人、学者、政治家、事業家、健全なる労働者、引くくめて云へば、第二の時代を作る所の国民たるべき幼年男女を遠慮会釈なく使役す、われ等は或意味にては、軍人だの政治家だの世の中には馬鹿に尊敬せらるゝ人物には、大した価値を置く者にあらず、渠等は世に有るも無きも差して社会の隆替に大なる関係ありとは思はず、然れども、われ等は常に健全なる労働者を望む、しかるに今日の工業は、労働者の効果あしきにも拘わらず、ちよいと一時便利なるが為に切りに幼年職工を使役すること行はる、機械工場にては紡績工場、手工場にては燐寸工場、織物工場特に堺市の段通工場の如きは最も甚し、燐寸工場に至れば、十歳前後の児童は軸並枠の間に挟まり、左右をきよときよと眺めながら、軸を並らべつゝあり、嗚呼あれも人の子、世間一般の児童は親に小遣い貰ひ、朋友と戯れ、学校に通へるに」⁽²⁴⁾。

この横山の観察は、本書が出版された明治30年5月に、数日先立つ4月30日に出版された「日本の下層社会」に基づくものと考えられる。「下層社会」は、明治29年から30年にかけて秀英舎舎長、佐久間貞一の援助と、毎日新聞社長、島田三郎の助力によって企てられた調査を記録したものであるが、「内地雑居後の日本」は、この「下層社会」の整理中に構想したものといわれ、従ってこの⁽²⁵⁾

注(21) 前掲、20~21頁。

(22) 前掲、20頁。

(23) 前掲、21~22頁。

(24) 前掲、26頁。

(25) 前掲書、所収、西田長壽氏解説、194~195頁。

両者には密接な関係がある。

横山は、明治20年代末期から30年代にかけて、東京の「労働者の世界」を、「貧民社会」と「職人社会」に大別し、前者を、相対的に過剰人口、とりわけ停滞的失業人口の一大プールとして把握しているのに反し、職人社会は、いわゆる「労働貧民」あるいは前近代的な職人層としての要素をもちながら、近代的な労働者の相貌を帯びているものとして叙述している点が特徴的であろう。彼はあるときは、「細民」また別のところでは「貧民」というように、下層社会の住民を異なった言葉で表現している。しかしこれは同一ではなく、細民は貧民の上にある。たとえば、

「東京市全体の上にて、細民の最も多く住居する地を挙げれば、山の手なる小石川、牛込、
四谷に在らずして本所深川の両区なるべし」⁽²⁶⁾

ここでは、小石川、牛込および四谷などのいわゆる山の手などが、旧幕時代から武士の居住していたところであるのにたいし、本所、深川の両区が、「純然町人より成り、特に商人の類にあらずして職人及び人足日傭取の一般労働者より成り立つ」ていることを指摘し、この階層を細民と称しているが、これとは別に、東京の最下層住民の居住地として、四谷鮫河橋、下谷万年町、芝新橋の三大貧窟をあげ、職業的には、「人足日傭取最も多く次いで車夫、車力、土方、続いて屑拾、人相見、らおのすげかえ、下駄の齒入、水撒き、蛙取、井掘、便所探し、棒ふりとり、溝小便所掃除、古下駄買、按摩、大道講釈、かっぽれ、ちょぼくれ、かどつけ、盲乞食、盲人の手引等」であって、極貧層を代表しているというのである。「本所深川両区、及び浅草区の細民、貧は即ち貧なりと雖も、以下特に挙げんとする貧民部落の如き甚しきは少なく、住めるは概ね細民の類にして貧民を見ること稀なり」⁽²⁷⁾という所以である。これは、大阪で云えば名護町に相当するとみなされていた。

だが、横山がもっぱら注目したのは、このような貧民もしくは窮民のうちの上層部分ともいうべき人足日傭取、車夫、車力および土方などであって、彼は、このような労働者でさえも自力では到底更生できないほどの悲惨な状態に沈淪しているものとみた。「随時道路の修繕等に出づる日稼人足」、これはいわば、定期的な仕事を保障されていない、その日限りの労働者であり、東京府下請の土木会社に雇用されるか、中間人足募集に当る親方の下で使役されるが、この親方が日傭賃の上前をはねるため、通例、日収、32銭前後で、それは一日の生活を支えるのに精いっぱい金額であるという。

つぎに、親方の下で、食事と住居を共にして働く土方の場合であるが、賃金は、食費および住居費を差し引いて、通例10銭ないし12銭であり、親方との関係は、日稼人足の場合よりもはるかに濃厚であるため、低賃金状況が慣行的に固定化しているという。

興味深いことは、横山が、工場労働者のなかに人足を見出していることである。

注(26) 横山源之助、「日本の下層社会」、岩波文庫版、昭和24年、19頁。

(27) 横山源之助、上掲書、「横山源之助全集」第一巻（明治文献）、昭和47年、22頁。

「工業地たる大阪の都会に比ぶべからずといえども東京府下亦幾多の工場あり。王子村に製紙会社あり、製絨会社あり、メリヤス会社あり、隅田村に鐘ヶ淵紡績会社あり、深川に東京紡績会社あり。鉄工場にては砲兵工廠、三田機械製造所、三吉電気工場、芝浦製作場、月岡鉄工場、平岡工場、桑原鉄工場、中島工場、近岡機械製造所等數十の鉄工場あり。セメント製造には浅野工場、鈴木セメント製造所等あり、製皮工場としては桜組製皮場、東京製皮会社、大塚靴工場、瓦斯会社あり、^{ユークス}骸炭工場あり、硝子工場等あり。

以上各種の工場に職工以外にして、尚工場に出入する人足多きや言を俟たず。同じく親方の手より出づるもあり、直接に工場に雇われるもあり、賃銀は大抵労働の程度によりて相違あれど、まず三〇銭内外。道路人足に二十七、八銭を取るもあれど、全体より云えば、会社の人足賃銀少しく劣る。但し道路人足は雨日アブること稀ならざれども、会社に出づる人足は比較的⁽²⁸⁾に此の憂少し。

おそらくこれらの工場労働者は、親方に率いられて工場に入る不熟練労働者であると思われるが、それにしても、工場労働者が、「貧民」として位置づけられていることである。

このほかに、一般の日稼人足とは別の、左官、石工などの手伝人足が、50銭から60銭、運送人夫、いわゆる車力がほぼ70銭程度の収入を得ているのにたいし、この「会社の人足」といわれる工場労働者の賃金が、30銭内外とは、実に異常な低賃金を想わせるものではなからうか。横山は、工場労働者を、この下層社会のうちで特別に区別せず、貧民として一括している点が特徴的であり、やがてみるように、陸海軍関係の造船所、砲兵工廠に働く労働者の場合にさえ、「貧民」としての特性を見出すのである。

そしてこのような貧民の境涯を脱せしめ、あるいはその境遇の改善をはかるために、是非、必要なことは、慈善家の登場であるという。われわれはここに、「労働者の結合のためには、有識者あるいは有産者の助力が必要である」とする高野の思想、そしてまた自身、資本家であった佐久間貞一の実践活動と、全く共通するものを見出すのである。

「世に慈善家なる者あり、既に名顕われて実の伴わざる者あり。草深き田舎に大徳の君子を見る事あり、虚か実か、余嘗て毎日新聞紙上二人の慈善家を記るせり、左に附記して読者の一⁽²⁹⁾祭を博す。余輩は、今日日本の現状に於て、貧民問題の解決者として深く慈善家を待つ者也」。北陸の慈善家、小野太三郎について語り、大阪の慈善家の経営になる小林授産場について、感嘆しつつ書き記しているところは、佐久間貞一の思想的影響の深さを思わせるものがある。

しかし下層社会のうち、横山にとってもっとも関心の深い重要な部分は、いうまでもなく資本主義の発展とともに没落を余儀なくさせられ、悲惨な状態におとしいれられつつあった小工業に従事

注(28) 上掲、30頁。

(29) 上掲、57~58頁。

する職人社会であり、またこれとはおよそ対照的に、急速に機械化されつつある近代的工場労働者の苛酷な運命であって、前者を彼は、主として桐生・足利地の織物業労働者に、後者を紡績女工および鉄工業の労働者のなかに見出すのである。

日本の産業革命期における労働者階級のうち、かなり重要な地位をしめていたものは居職人および出職人から或る職人階級であり、「下駄、鼻緒、袋物、蒔絵、縫箔、製本、裁縫、塗物、煙管、提灯等の職に従事する居職人」にたいして、「大工、左官、石工、瓦葺、ペンキ塗の如き」が出職人であるが、居職人にとって重要な相手は「問屋」であるのにたいし、出職人にとっては「得意場」である。「問屋は、荷主仲間に対して資本を供する大銀行なると共に、労働社会に対しては数万の職人を陪臣とせる大工場主⁽³⁰⁾」であるとし、これにたいする労働者の抵抗は弱く、わずかに東京和洋染革工業組合あるだけであることを慨嘆している。また出職人の場合は、組合があったにせよ、「悉く是れ一種の資本家たる棟梁の団結⁽³¹⁾」であって、純職人の組合ではないことを強調しているのは印象的である。

横山は、桐生、足利の絹織物業、阪神地方の燐寸業、をはじめ、製糸業の発達をのべ、さらに紡績業に至って頂点に達したその劣悪な労働条件を論じ、悲惨な状態を詳細に描写して余すところがない。

ところで彼はこのような労働者状態の現状認識に基づいて、労働運動をどのように評価していたのであろうか。「日本の下層社会」の付録に「日本の社会運動」、そして「内地雑居後の日本」には、その第3章に「日本の労働運動」が掲げられているところをみれば、彼が、労働者状態のみならず、労働者階級の運動になみなみならぬ関心を抱いていたことは明らかである。

「日本の社会運動」は、労働組合期成会を中心とする初期労働運動の意義を追求しながら、労働問題の解決を貧民問題の解決のなかに見出す。そしてそのためになされるべき国家の責務について、「既に工業社会は年々発達を示し、労働者を収むること大なると共に、劣敗者を出すことも多く、且つ今日の我が政府及び国会は、細民の消息に注意せず、常に渠等を保障せざるのみならず、却って細民を虐ぐる幾多の税目を設け、故意に細民を困窮の地に陥れんとす⁽³²⁾」と国家権力にたいして真向から批判したのち、低利で、貧民の利用に便利な融通機関、すなわち金融機関の設置を提言するとともに、貧困のため義務教育をうけることのできず、不就学児童に終わるべき貧民の子弟にたいし、職業人としての教育を公費で行うことを提案している⁽³³⁾。

だがこれは、国家権力による社会政策としての見地であるが、「日本の労働運動」には、今後お

注(30) 上掲、73～74頁。

(31) 上掲、81頁。

(32) 上掲、323頁。

(33) 上掲、226～7頁。

こるべき困難な事態にたいする主体的な姿勢の確立が強調されていることに注目しよう。

「あゝ日清戦役は、大砲、村田銃、サーベルによって闘はれ、支那帝国に打ち勝ち、世人の眼を新たにせり、其の結果は、非常の勢力を以て各種の社会を擾乱し、人情、道徳、宗教、政治、産業の上に無形の戦争行はれ、細く長く其の影響を示めせり、而して次に来らんとする戦争は何ぞ、貧者と富者との戦争なり、資本家と労働者との戦争なり。

日清戦争初りて租税に養われつゝありし軍人は、起てり、今後は職工諸君が、資本家に対して戦争すべき時機至るべし、乃ち団結の勢力により、社会主義の武器を握りて戦争の用意すべきなり」⁽³⁴⁾。

横山は、労資紛争が到底避けることのできない問題であることを、労働者に訴え、この問題にたいして彼らが周到の用意をなすことを奨めると同時に、資本家にたいしては、ストライキにたいする無理解な抑圧や誹謗の態度をとることの無益を、つぎのように警告することを忘れなかった。

「同盟罷工は資本家及び一派の経済学者の間には蛇蝎の如く嫌わる、われ等も或場合は深く同盟罷工を嫌ふ、併しながら此偏頗なる、不公平なる、法律の保護曖昧なる社会に於ては暴挙も尚ほ嘉すべきことあり、若し経済一点張にて云へば、同盟罷工ほど資本家にも労働者にも損失あるものはなかるべし……。此の故にわれわれは有らゆる同盟罷工を歓迎する者にあらざれ共、今日労働者の境遇を思ひ、其の之に対する社会の現状をみて、むしろ同盟罷工に同情を持つ者なり、即ち同盟罷工は強者に対する弱者の反抗なり、資本家専制の今日の社会に対する労働者不平の声なり、経済問題なると共に倫理問題なり、若し同盟罷工を尤めんと欲する者は、労働者を尤むる前に今日の工業組織を非難すべし、社会を尤むべし」⁽³⁵⁾。

横山の労働問題認識のなかに一貫して流れている社会的正義の観点がここにもはっきりとあらわれ、社会的弱者としての労働者にたいする熱い共感を読みとることができるが、とりわけ資本家の専横とこれを看過する国家権力にたいする抗議は、時としてつぎのような激しい心情の吐露となつてあらわれるのである。

「賃金は生活に伴はず、労働時間は過度にして身体を傷り、精神を疲らし、其の待遇は同じ階級の或者と相違し、偏頗、不公平なること甚しければ如何にして平氣に大平楽を唱うることを得べき、而して今日の社会は、強き者、資本ある者には常に法律の保護を与え、便宜を与うること多けれども、弱き者金なき者、特に工業国に於て労働者に対しては保護少なく、枉屈を伸ばすの便宜少なく、ヨシ法律は之を保護することあるも、社会の習慣は金なき者を軽ろんじ、資本家を九天の上にまで上げて尊重するに反して、労働者を軽蔑して頭を抬ぐるを許さざるなり、此の憐れなる境遇に労働者たる者は、意気地を立て、其の主張を貫かんと欲せば、勢い同

注(34) 横山源之助「内地雜居後の日本」、51~52頁。

(35) 上掲、53頁。

明治30年代における労働運動と知識人（上）

盟罷工に出でざるべからず⁽³⁶⁾」。

しかも彼は、ストライキの問題は、本質的に低賃金の結果起るものであることを確信していた。明治30年印刷局職工のストライキ、北海道炭礦鉄道会社職工の同盟罷工、佐賀県有田町陶器職工、東京洋傘職工、日本郵便会社の船人足、盤城炭鉱会社の工夫、大阪市染物職工、松江蚕業会社の女工、東京製本職工、横浜船人足等の同盟罷工などが、「多くは賃金の増給を目的として同盟罷工せるなり」として、そのストライキの根底にあるものが低賃金にあることを力説している。そしてこのようなストライキ運動の頂点に位するものが、明治31年、日本鉄道会社機関方の間に結成された待遇期成同盟会であるとして、そのストライキ団体としての意義を強調していることに注目しよう。

横山は、労働組合の原型として、「英国の労働組合」を、(イ)労働組合の沿革、(ロ)労働組合の現状、について詳細に展開しているが、そのストライキ団体あるいは教養協会としての役割は強く意識されているにもかかわらず、共済組合としての役割は評価されていないことが注目をひく。すなわち彼は、労働組合の職務について、「労働組合の職務は、労働者として其の権利を全ふせんことを請求するのみをもて足れりとすべからず、労働組合は労働者をして其の権利を主張し得るに充分なる価値を有せしむることをつとむべし。」

注目すべきことは、資本家にたいする労働者の違反行為を監視するような処置を力説していることである。

「故に其の資本主に対し無礼の動作あるものは、直に罰金を科し、専ら資本主に対し方正ならしむる事を念とせざるべからず、又厳格なる規則を設けて、専ら労働者をして正直ならしむる種々の方法を取り、一度犯罪の廉あるものは直に除名すべし⁽³⁷⁾」。

「疾病救助金を受くる際組合を欺きて会費を出さざる者」、「工作中組合を欺きて会費を出さざる者」、「組合員の資格を欠きたるもの」、「組合の資産を不当に得んと企つる者」、「不当なる恩恵金を受取り之が辨償をなさざるもの」、「工作を為し居るに恩恵金を受取りたる者」、「偽誓者」、「組合員を欺かんと企てたる者」、「不正直なる者」、これらの者はすべて除名されることを、イギリスの労働組合を例として引用しているのは、労働者の道徳的な低下をくいとめ、その資質の向上を日本の労働者に訴えるためにはかならなかつたが、またその反面、「資本主に対し方正ならしむる事を念とする」のは、労働組合が資本家にたいし有害な団体ではなく、「不能力者、不道徳なる者、暴飲者及び怠惰なる者」を労働組合員から除名することによって、労働組合が、「實に罪惡を妨げんとするのみならず、善行を励まさんことに注意」する団体であることを資本家に訴える効果を狙った

注(36) 上掲、52~53頁。

(37) 上掲、74頁。

(38) 上掲、74頁。

ものであると考えられる。

結局、横山は、当時の労働者に何を訴えようとしたのであろうか。何よりも知識の涵養であって、「我国職工の有様を見るに、工場百人居るとせば、其中眼に文字ある者幾十人ぞ」という文盲の状態から脱せしめることであり、つぎに労働者の地位の安全を確保することであった。

「職工諸君は、今日労働者は如何に危険なる位置にあるやは之を知れるや、思ふに今日の職工ほど憐れむべき位置にあることは、未来は知らず今日まであらざるべし、諸君の為に之を説けば、今日諸君の位置を危険ならしむる二つの事情あるが如し、諸君は其の日の糊口に逐はれて何事も知らざるべけれど、諸君がぼんやりして気の付かざる間に、非常の勢力を以て諸君の⁽³⁹⁾背後を襲ひ、方に窮地に落とし入れんとす、即ち機械の発明と、資本家同盟と是なり」。

ここには、機械化の進展にとまなう合理化の推進と、この傾向を一層急速におし進めようとする企業合同の傾向、横山の表現に従えば「資本家同盟」の結成が指摘され、「既に器械の発明ありて我が労働社会を蹂躪せるに、又もや資本家同盟行われて、大打撃を労働者に加へんとす、産業同盟は小事業家小資本家を仆ほすのみならず、工業社会にトラスト行はれて、器械の勢力よりも尚ほ一層猛烈なる力をもて、労働者を圧倒せんとはなす……。トラストの勢力は、資本家が本来の暴慾を發揮して恰かも小事業家を退治したると等しく、労働者を見ること奴隸の如く意に合わざれば勝手に解傭し、労働を貪ぶこともムチャクチャ、あゝ資本家同盟は、むしろ器械の発明よりも労働者にとりては大なる敵なり、労働者を不安全の地に置かんとす⁽⁴⁰⁾」という状態の到来が予測されたのである。

このような趨勢にたいして横山は、何よりも「職工諸君に有力なる組合を作り、能く能力を養はんことを奨める」のみならず、政治上の権利獲得の重要性を訴えなければならなかった。

「試みに今日の帝国議会を見よ、日夜資本家、大地主、商人に關係ある議案は出で居れり、而して……あゝ何故ぞ、もしくは工場法案の如き、数年前より発布の声頻りにして、しかも未だ帝国議会にさへ出でざるはどうした者ぞ、若し職工諸君にして、政治上の権利あらば、遠くの昔に我が職工を保護する工場法案は出で居るべし⁽⁴¹⁾」。

明治維新に際して、五箇条の御誓文が発布され、「万機公論に決す」ることが誓われたのは、「公論とはなにぞ、衆多数の一致せる議論なり、士族も平民も、学者も無学者も、資本家も、労働者も、皆な其の意見を表明して、多数を得たる議論をいふなり」との見解からであった。

「然るに、今日公論といはるゝは、われわれ労働者をヌキにして、日本国民全体より云へば、極めて少数なる、しかしながら資産を有てる者共の間に在りては、多数を占むる議論を公論と

注(39) 上掲、99頁。

(40) 上掲、101~102頁。

(41) 上掲、104~105頁。

は称へ居るなり」。⁽⁴²⁾

高野房太郎や佐久間貞一にはもちろん労資対等の思想が貫ぬき、産業上の民主主義実現のために労働組合や工場法制定の必要性が強く意識されていた。しかし横山の場合は、産業上のデモクラシー実現のためには、政治上の権利獲得こそがもっとも重要なものとして力説されたのであった。

「再び云ふ。職工諸君よ、君等は生活をよくし、其の位置を高め、工業上の権利を望めば、
 どうありても政治上の権利を得ざるべからず、而して之を望むは、或意味より云へば、日本国民として当然望むべき義務なりと信ず、人間として斯く考へざるべからずと思ふなり」。⁽⁴³⁾

以上、横山の論ずるところを要約しつつ、その労働問題認識の真意を探ろうとしたが、高野や佐久間と共通する面としては、ともに労働組合の必要を強調したことはもちろん、その有効な方途としては有識者による指導と誘掖の必要を訴えたことであって、横山の場合は、慈善家の出現が期待され、事実彼は、地方の慈善家を訪問し、その事業紹介の労を惜しまなかった。だがこのような先達との共通性の反面、彼は、高野および佐久間よりも、はるかに深い経済学的認識を抱いていたように思われる。資本の集積・集中がトラストとして経済学的に認識されたのは、明治36年幸徳秋水がその「帝国主義」においてであったが、横山はすでに4年前にこれにたいして「資本家同盟」としてふれていることに注目しよう。

だが、横山の経済学的認識の程度は、すでに指摘したように、「職工諸君が、資本家に対して戦争すべき時機至るべし、乃ち団結の勢力に依り、社会主義の武器を握りて戦争の用意すべきなり」とする一節によっても読みとることができよう（傍点引用者）。いうまでもなく、横山源之助は社会主義者ではなかった。その思想において片山潜や幸徳秋水とは根本的に対立したにせよ、社会主義にたいして理解を示したことは、「内地雑居後の日本」の結論の最後に、「社会主義は実に二十世紀の大勢力なり、欧米の天地は、今や社会主義弥漫し居れり、職工諸君は此の主義によりて立ち、之によりて自己の城壁にし、社会に処する立脚点とすべし……。今此処に詳細に記さざれども、兎に角も諸君は此の主義を持して社会に処せんことを希望に堪えざるなり、而して今日の資本壟断の悪差別を、真向微塵に打摧き自己の幸福を求むべし」とのべていることから明らかである。

横山の労働者に対する提言のなかで、興味深いことは、「大いに勇肌を養ふ」べきことを訴えている一節である。この精神こそ、労働者の意識をたかめ、その社会的地位を向上させるものであるという。

「再び云ふ、勇肌とは生意気の事にあらず、粗暴なることにあらず、ガヤガヤ騒ぐことにも決してあらず、一口にいえば職人氣質なり、腕を鍛えんと欲する熱心、親分を重んずる誠意、兄弟分に熱き親切、之を勇肌の上を示せる者、是れ余の称ふる職人の勇肌なる者なり……。わ

注(42) 上掲、106~107頁。

(43) 上掲、106頁。

れは今日の職工社会に理窟を言ふ者を見る、御世辞に巧みなる者を見る、然れども日に日に職人固有の勇氣の消滅しゆくを見て、慨嘆に堪えざるなり⁽⁴⁴⁾。

横山のいうこの「勇肌」の精神は、当時の日本の労働者にもっとも欠けていたところの独立自尊の精神を意味したものであった。高野が慨嘆した労働者生活の頹廃と無氣力、深酒と浪費、労働者一般に漲るこうした雰囲気克服すべきものとして、この「勇肌」が強調されていることに注意しなければならないのではなからうか。それはたんに労働者の生活を律する精神的基調として必要であるばかりでなく、実に、労働者の団結のためにこそ欠くべからざるものであるということが横山の信念であった。

「職工にして此勇肌なければ、後日同盟罷工等を起すべき止むを得ざる必要迫るも、決して資本家に打勝つべからず、窃に思ふに今日労働者が上役に頓首九拜し、技術の練磨に尽さずして唯胡魔化すことばかりに骨折るは、必竟此勇肌を缺けるが故なりと、若し今日の職工にして少しく従来の骨頭を有し、職人肌を有せば決して今日の如くイクヂなきは無きなり、知識を養ふべし、位置の安全を求むべし、政治上の権利を望むべし、併しながら若し職工にして、精神の修養すなわち余が謂ゆる勇み肌を養うに意を置かざれば、完全なる職工たるを得べからず⁽⁴⁵⁾」。

勇肌は、前近代的な義理人情に類する者でもなければ、紳士としての品位を傷つける者でもなく、労働者の表現をかりれば「兄貴肌」であり、従ってそれは、「兄弟分と親密にする人情、親分を貴ぶの思想、真男児の骨頂は紳士たるべき労働者の品位には何等の傷つることなく、むしろ労働者の価値を上ぐべき筈」のものであった。そして労働問題の解決は、実にこの「勇肌」の精神なくしては解決しえないところであるというのであった。

「勇み肌を養ふべし、労働者が社会に貴ばれるは勇み肌にあり、諸君が組合を作り団体を結ぶも此精神を欠くべからず、諸君が職工として資本家と対峙し、社会一般に対して威張ることを得るは此の勇み肌、他の社会の者には見る能はざる此の勇み肌による、後日諸君が資本家と対峙し、同盟罷工を起すことあるも、若し諸君にして今より勇み肌を養わば、後日諸君の天下となること必せり、敢て勇み肌の必要を記して、職工諸君の参考に資す、今日の労働社会が余にイクヂなく、職工の真骨頂なきを憂ふるが故のみ⁽⁴⁶⁾」。

横山が、このように「勇み肌」の精神を振いおこすべきことを訴えたのは、その労働問題認識に深くかかわっていることはすでに指摘したが、重要なことは、彼が、労働問題の窮極的な解決として、失業問題の緊急性をあげていることである。

「労働問題の主眼とする処は、賃金問題にあらず、時間問題にあらず、工場衛生問題にあらず

注(44) 上掲、107頁。

(45) 上掲、109頁。

(46) 上掲、110頁。

明治30年代における労働運動と知識人（上）

ず、否、否、是れまた労働問題の一つに相違なければ、尚是よりも一層戒心すべき失業者問題を以て、最も重要な者と為す、是れ実に労働者の死活問題なりと知るべし、欧米に行はるゝ労働問題の真意此処に在り⁽⁴⁷⁾」。

では、この労働問題の真髓ともいべき失業問題を解決するためには、具体的に横山は何を構想したのであろうか。政治上の権利の獲得はもちろんであるが、彼はそれより一層進んで社会主義に到達しようとしたところに、先駆者高野房太郎や佐久間貞一と異なるところであった。

「既に諸君は普通選挙を得ば、如何なる主義を以て政治上の主義とすべきやは、是れ余輩は最終の諸君に答弁を与へんと欲するところなり、即ち余は諸君に工業上の共和を望めるを以て、政治の上に於ても社会主義を取るべしと唱道せん⁽⁴⁸⁾とす」。

以上の論証によって、読者は横山が、高野や佐久間の影響をうけながら、次第に彼らと一線を画するに至った経緯を理解しえたであろう。それでは彼は、社会主義者となったのであろうか。もしそうであるとすれば、同時代人として社会主義運動に大きな影響力をもち、はなばなしい活躍をした片山潜や幸徳秋水の労働問題認識とどのような関係があったのであろうか。

（経済学部教授）

注(47) 上掲, 114頁。

(48) 上掲, 117頁。